

船橋市小・中学校特別支援学級宿泊学習推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は市内特別支援学級設置校及び船橋特別支援学校が加盟する船橋市特別支援教育研究連盟の小・中学校それぞれが合同で実施する宿泊学習に対して、小・中学校特別支援学級宿泊学習推進事業補助金を交付することにより、障害のある児童生徒の社会的自立の育成を図ることを目的とする。

(交付の要件)

第2条 補助金の交付を受け取ることができる者は、船橋市特別支援教育研究連盟とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、児童生徒が小・中学校特別支援学級宿泊学習に参加するために要した宿泊費・食料費・交通費・その他宿泊学習に係る経費に相当する額の2分の1とする。ただし、3,000円を上限とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする船橋市特別支援教育研究連盟は、補助金等交付申請書(第1号様式)に事業計画書、収支予算書及び前年度決算書を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした船橋市特別支援教育研究連盟に通知する。

(交付の請求)

第6条 前条の規定による補助金を交付する旨の通知を受けた船橋市特別支援教育研究連盟は補助金交付請求書(第3号様式)により、市長に請求しなければならない。

(実績報告書)

第7条 前条の規定により補助金の交付を受けた船橋市特別支援教育研究連盟は小・中学校特別支援学級宿泊学習が完了したときは、補助事業等実績報告書(第4号様式)に収支決算書と領収証及び写真を添えて、市長に報告しなければならない。

(交付決定取り消し等)

第8条 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定通知を受け、又は、補助金の交付を受けた場合は、市長の補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交

付した補助金の全部もしくは一部に相当する額を返金させるものとする。

附則 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から改正する。